

佐賀市「人権だより」

発行：佐賀市人権・同和政策・男女参画課
TEL 40-7367 Fax 34-4549
E-mail jinken@city.saga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な講演会・研修会が見送られる状況が続いています。
この人権だよりを通して人権問題に関心を持ち、理解を深めていただければ幸いです。ぜひご覧下さい。

～新型コロナウイルス感染症で不安な今こそ人権への配慮を～

新型コロナウイルスの流行で、私たちは不安を抱えながら生活を送っています。また、感染症の問題だけでなく、人権問題、経済の問題等も引き起こしています。そこから生じる不安のエネルギーは、自身の身体的症状や精神的症状としてあらわれ、他者に向かうことで、差別や暴力へとつながります。



生活への不安やストレスからくるトラブルだけでなく、自粛によって家庭内の時間が増えたことによる配偶者等からの暴力の増加や虐待の深刻化が懸念されます。

私たちにできること

- ・正しい情報を得る（デマに惑わされない）
- ・不安エネルギーを他者に向けない
- ・安易に情報を拡散させない

～ひとりで悩まずご相談ください～

根拠のない情報が拡散され、それによっていじめや偏見、差別発言が発生しています。
人権侵害を受けたときはひとりで悩まずご相談ください。

◆みんなの人権110番【法務局】

☎0570-003-110

◆子どもの人権110番【法務局】

☎0120-007-110（無料）

◆DV相談+（プラス）【内閣府】

※24時間相談可。多言語も対応

☎0120-279-889

◆女性の人権ホットライン【法務局】

☎0570-070-810

～～～～～ 人間関係の境界を大切に！！ ～～～～～

境界とは、お互いが安心して心地よく過ごせるよう自分と相手との間に引くラインのことで、「この中には入らないでほしい」「これ以上は踏み出しません」という区切りをしめすものです。境界は決して壁みたいなものではありません。適切な境界は「相手を尊重し、自分を肯定的に認めるもの」であり、私と相手をつなぐときに役立ちます。新型コロナウイルス感染症により相手との距離を保たなくてはいけない状況ですが、心の距離はつくらず、寄り添い合い、ともに乗り越えていきましょう。

裏面は外国人、
同和問題についてです

外国人の人権を尊重しましょう。

外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する言動（ヘイトスピーチ）が公然と行なわれたりするという事案が発生しています。多様性を認め、偏見や差別をなくす必要があります。外国人の人権を尊重し、みんなで協力して**多文化共生社会**を実現しましょう。

■ヘイトスピーチ解消のために

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」が、平成28（2016）年6月3日に施行されました。

■多文化共生社会とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め、尊重し、助け合いながら、共に生きていく社会



外国人に関する様々な人権問題

地域社会で

- ・アパートへの入居拒否
- ・温泉や銭湯等の公共浴場等の利用拒否
- ・ヘイトスピーチ など

教育現場で

- ・いじめや不登校
- ・学習環境の整備不足 など

職場で

- ・不利な扱いを受ける
- ・偏見や誤解 など



私たちにできること

- ・外国人を孤立させない
- ・社会を構成する一員として受け入れる
- ・言葉の壁、制度の壁、心の壁をなくす

※情報の多言語化ややさしい日本語による情報発信を行うことも大切です。

同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が今なお起きています。

■同和問題とは

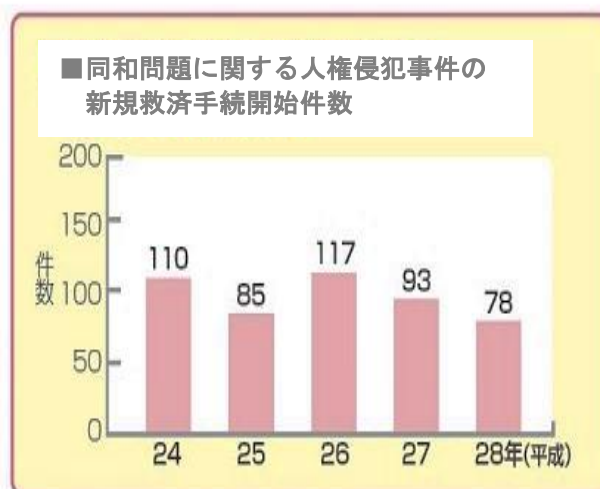
同和地区（被差別部落）と呼ばれる特定の出身であることやそこに住んでいることを理由に、日常生活の上で様々な差別を受ける人権問題です。

■同和問題に関連した差別事象

- ・結婚や就職等における不当な取り扱いや差別
- ・差別落書きやインターネット上の差別的な情報等
- ・出身地等を調べたりする身元調査
- ・凶書の購入・寄付金を強要するえせ同和行為

■「部落差別の解消の推進に関する法律」

- ・平成28（2016）年12月16日から施行
- ・第1条（目的）この法律は、**現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ**・・（中略）部落差別のない社会を実現することを目的とする。



同

（法務省ホームページ参照）

～改めて 同和問題（部落差別）について考えてみませんか～